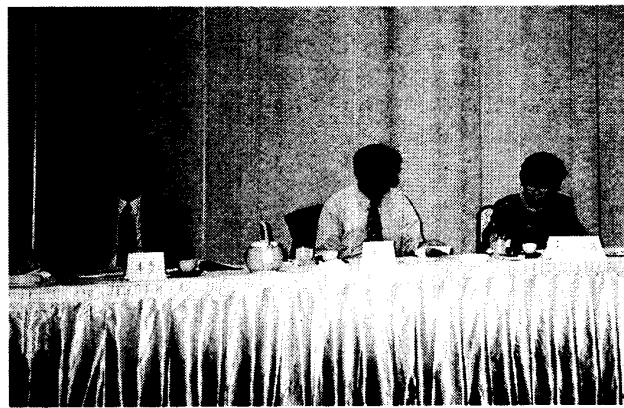


各実習施設との懇談会から — Nursing Jurisprudens (看護医事法学) —

生活福祉科介護福祉専攻

本 多 正 俊

本学の、介護福祉専攻におきましては、机上の知識・技術といった卒業単位を満たすだけにとどまらず、それは人間である利用者の生命・身体を第一優先に考えるあまり、わが国の指導によるところの、学生が卒業までに施設で実際に行う介護福祉実習を450時間以上とし三期（一期2月二週間、二期6月四週間、三期11月四週間の計10週間／450時間）に分けて特別養護老人ホームや身体障害者療護施設に行きますが、毎回、一施設に受けていただける学生の数に5人までという制限があり、それらを克服するため、一学年約40人の学生を実習毎に京都府から兵庫県にかかる地域で15～18施設に送迎配置し現任準備教育訓練のための実習をさせなければなりません。そこで、学生は介護保険を視野に入れつつこれまでに培った知識・技術・人間性を実際の利用者と向き合う介護実践の場で、安全・安楽（安寧）・自立の角度から基礎を応用へと変えていかなければなりません。しかし、まだ未熟な学生独自の判断で実習を進めていくという前提から非常に多くのリスクを伴うため教育サポート体制の充実が不可欠となります。それで、実習現場で学生指導をしていただく施設長、指導員、施設職員と本学の学長、事務部長、施設巡回教員の間でスーパービジョンの調整を年一回お礼を兼ねて実施しており平成13年度も5月9日にお忙しい中8施設の参加が得られ、昨年度の反省と疑義に対する応答形式を歓談な状態で調整し、介護実習に際した本学独自の実習日誌の形態や様々な教育的指導が学生の学びや気付きとなり、介護過程の展開から介護研究へと確実に直結し、初年度から本学が毎年発刊させていただく『施設実習に於けるケース研究報告集』に繋がられていると説明でき、本年度の学生の施設介護実習中における本学と各実習施設との学生指導水準の向上に少しずつではあるが、結びつけていくことができたのではないかと考えております。



受理：2002年1月23日（成美学会）